

令和5年度チェックリストの遵守状況

本票は、令和5年度に国立がん研究センターの「都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会(各がん部会)の活動状況調査」に回答したものの一部を編集して掲載しています。

【本調査の対象年度について】

本調査の対象年度は以下のとおりです(令和5年度の担当者が把握可能な最新年度)。

- ・ 令和5年度の検診体制（市区町村や検診機関のチェックリスト遵守状況）
- ・ 令和3年度の検診のプロセス指標

[illegible]

1. 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営		胃がん		大腸がん	肺がん	乳がん	子宮頸がん
(1)	がん部会は、保健所、医師会及びがん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師、診療放射線技師（※）等の、がん検診に係わる専門家によって構成されていますか ※ 胃がん、肺がん、乳がん部会のみ	○		○	○	○	○
(2)	がん部会は、市区町村が策定した検診実施計画/検診体制等について、検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診機関、細胞診判定施設（※）、精密検査機関等と調整を行っていましたか ※子宮がん部会のみ	○		○	○	○	○
(3)	令和5年度のがん部会を開催しましたか	○		○	○	○	○
(4)	年に1回以上、定期的に生活習慣病検診等従事者講習会（注1）を開催しましたか	エックス線	内視鏡	○	○	○	○
		○	○				

※群馬県内に胃がん(内視鏡)集団検診を実施している市町村はないため、空欄としています。

2. 受診者数・受診率の集計		胃がん （エックス線）		胃がん （内視鏡）		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
		集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
(1)	令和5年度の対象者数（推計でも可）を把握しましたか	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	令和3年度を受診者数・受診率を集計しましたか	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)が×の場合は×	(2-1) 令和3年度を受診者数・受診率を性別（注2）・年齢5歳階級別に集計しましたか	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2-2) 令和3年度を受診者数・受診率を市区町村別 に集計しましたか	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2-3) 令和3年度を受診者数を検診機関別に集計しましたか	○	×		×	○	×	○	×	○	×	○	×
	(2-4) 令和3年度を受診者数を過去の検診受診歴別（注3）に集計しましたか	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

[illegible]

10. 評価と改善策の公表		胃がん (エックス線)		胃がん (内視鏡)		大腸がん		肺がん		乳がん		子宮頸がん	
		集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別	集団	個別
(1)	精度管理評価をホームページ等で公表しましたか	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-1)	市区町村用チェックリスト（令和5年度検診分）の遵守状況と、その評価を公表しましたか ※すべての市区町村が対象	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-2)	市区町村毎のプロセス指標値（令和3年度検診分）とその評価を公表しましたか ※すべての市区町村が対象	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-3)	検診機関用チェックリスト（令和5年度検診分）の遵守状況と、その評価を公表しましたか ※すべての検診機関/医療機関（診療所やクリニック等も含む）が対象	○	×		×	○	×	○	×	○	×	○	×
(1-4)	検診機関毎のプロセス指標値（令和3年度検診分）とその評価を公表しましたか ※すべての検診機関/医療機関（診療所やクリニック等も含む）が対象	○	×		×	○	×	○	×	○	×	○	×
(1-5)	精度管理が要改善の市区町村について、フィードバックした改善策の内容を公表しましたか	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-6)	精度管理が要改善の検診機関について、フィードバックした改善策の内容を公表しましたか	○	×		×	○	×	○	×	○	×	○	×
(1-7)	都道府県用チェックリストの遵守状況（自己点検結果）を公表しましたか	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1-8)	都道府県としてのプロセス指標値（自己点検結果）を公表しましたか	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
(1)が×の場合 は×	(2) 公表の手法や内容についてがん部会に諮り、具体的な助言を受けましたか	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

（注1）生活習慣病検診等従事者講習会とは、「健康診査管理指導等事業実施のための指針（平成20年、健総発第0331012号、厚生労働省健康局総務課長通知）」において概ね下記の内容が示されている（抜粋・改変）

- ・胃がん検診読影従事者講習：胃がんの臨床、早期胃がんの診断、エックス線写真の読影方法、ダブルチェックの実習等
- ・胃がん検診エックス線撮影従事者講習：エックス線写真の撮影方法、現像技術、放射線被曝、エックス線撮影装置の維持管理、実技指導等
- ・大腸がん検診従事者講習：検体の処理、精度管理の実際等
- ・肺がん検診読影講習：肺がんの臨床、早期肺がんの診断、エックス線写真の読影方法、二重読影・比較読影の実習等
- ・肺がん検診細胞診従事者講習：検体の処理、染色技術、細胞診の実際、精度管理の実際、標本の整理等
- ・乳がん検診従事者講習：乳房エックス線検査の方法等
- ・子宮（頸）がん検診細胞診従事者講習：検体の処理、染色技術、細胞診の実際、精度管理の実際、標本の整理等

（注2）乳がん検診、子宮頸がん検診は除く

（注3）初回受診者及び逐年検診受診者等の受診歴別

＜初回受診者の定義＞

- ・過去3年に受診歴がない者（胃がん※/大腸がん/乳がん/子宮頸がん）
- ・前年に受診歴がない者（肺がん）

※過去3年間に胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかの受診歴がない者（平成27年度以前の胃内視鏡検査は検診受診歴に含めない）

（注4）精検受診、精検未受診、精検未把握の定義

【精検受診】 精密検査機関より精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細（精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て）を申告したもの

【精検未受診】 要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの（受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの）及び精密検査として不適切な検査（※）が行われたもの

※たとえばペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみ、便潜血検査の再検のみ、喀痰細胞診要精検者に対する喀痰細胞診再検のみ、ASC-USを除く要精検者に対する細胞診のみの再検など

【精検未把握】 精密検査受診の有無が分からないもの、及び（精検受診したとしても）精密検査結果が正確に報告されないもの結果が正確に報告されないもの。

なお、**胃内視鏡検診**では下記の整理とする

【精検受診】 検診時生検を行った者については、生検の結果報告があったもの。検診時生検未実施でその後ダブルチェックで要再検査となった者については、精検機関より再検査結果の報告があったもの、もしくは再検査受診者が詳細（再検査の受診日・受診機関・検査方法・検査結果の4つ全て）を申告したもの※。

【精検未受診】 検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査を受けなかったことが判明しているもの、及び再検査として不適切な検査（ペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみ等）が行われたもの。

【精検未把握】 検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査受診の有無が分からないもの、及び（再検査を受診したとしても）再検査の結果が正確に報告されないもの。

※以下の場合、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「胃がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。

- ・同時生検受診者のうち、病理組織診断の結果が不明なもの（未報告を含む）。
- ・同時生検後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査未受診、再検査受診の有無が不明、及び再検査の結果が正確に報告されないもの。

（注5）依頼文書の雛型は「科学的根拠に基づくがん検診推進のページ 精度管理ツール（雛型集）」参照

<http://canscreen.ncc.go.jp/management/taisaku/hinagata.html>